

京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業要綱

(趣旨)

第1条 介護サービス事業者、介護支援専門員等が、介護サービスの質の向上及び関係機関の連携推進を目的に開催する連絡会（以下「介護サービス事業者等連絡会」という。）を運営する団体に対する、研修、事例検討等の実施を推進するための補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は、介護サービス事業者等連絡会において実施する次に掲げる取組であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 介護サービスや高齢者支援に関する情報交換、研修及び事例検討等
- (2) 介護サービスの質の向上に係る取組
- (3) その他市長が必要と認める取組

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める事業に要する経費とする。ただし、本市の定める予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条の規定による申請が到着してから30日以内に、条例第10条各項の決定を行うものとする。

(概算払)

第6条 条例第21条第2項の規定により、この要綱に定める補助金については概算払の方法により交付をすることができるものとする。

(事業変更の届出)

第7条 補助事業者等は、事業計画の内容を変更する時は、あらかじめ京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業交付申請変更届（第2号様式）により、市長に届け出なければならない。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、補助金の交付の決定があった年度の終了後、翌月末までに京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業費実績報告書（第3号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は所管局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 申請書（第1号様式）及び申請変更届（第2号様式）、実績報告書（第3号様式）については、当面の間、従前の様式によることができる。

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

（あて先）京 都 市 長

所在地

氏名

年度京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業交付申請書

上記補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

〔添付書類〕

1 事業計画書

2 収支予算書

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

（あて先）京 都 市 長

所在地

氏名

年度京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業交付申請変更届

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定に基づき、 年 月 日付けで、京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業交付申請書を提出しましたが、申請内容に変更が生じたので、京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業要綱第 7 条の規定により、変更が生じた書類を申請します。

〔添付書類〕 変更が生じた書類を提出します。

1 事業計画書

2 収支予算書

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）京 都 市 長

所在地

氏名

年度京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知を受けた上記補助金に係る実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金額 金 円

〔添付書類〕

1 事業報告書

2 収支決算書